

●香川県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年8月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大浜仁尾線（234号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|----------------------------------|
| 三豊市詫間町大浜字鴨東甲620番 3地先から 三豊市詫間町大浜字鴨ノ越甲557 番3地先まで | 11.0~13.4 | 46 | 平成元年香川県告示第 331号で変更した区域 の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成26年8月8日